

安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 6 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例

(安芸高田市人権福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 安芸高田市人権福祉センター設置及び管理条例(平成 16 年条例第 85 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条から第 7 条まで (略) (使用料) 第 8 条 第 6 条第 2 項の規定により目的外の集会等の人権福祉センターの 利用を許可するときは、利用者から別表第 2 に定める使用料に消費税等	第 1 条から第 7 条まで (略) (使用料) 第 8 条 第 6 条第 2 項の規定により目的外の集会等の人権福祉センターの 利用を許可するときは、利用者から別表第 2 に定める使用料 _____

相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。)を加えた額(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を徴収する。

2 (略)

第 9 条から第 15 条まで (略)

別表第 1 (略)

別表第 2(第 8 条関係)

吉田人権福祉センター

[1 時間当たり]

利用区分	使用料
大集会室	1,520 円
生活改善室	380 円
学習室	890 円
相談室	380 円

八千代人権福祉センター

[1 時間当たり]

利用区分	使用料
研修室	890 円
調理実習室	890 円
機能回復訓練室	1,520 円

美土里教育集会所

[1 時間当たり]

利用区分	使用料
小集会室	380 円
大集会室	890 円

_____を徴収する。

2 (略)

第 9 条から第 15 条まで (略)

別表第 1 (略)

別表第 2(第 8 条関係)

吉田人権福祉センター

[1 時間当たり]

利用区分	使用料
大集会室	1,200 円
生活改善室	300 円
学習室	700 円
相談室	300 円

八千代人権福祉センター

[1 時間当たり]

利用区分	使用料
研修室	700 円
調理実習室	700 円
機能回復訓練室	1,200 円

美土里教育集会所

[1 時間当たり]

利用区分	使用料
小集会室	300 円
大集会室	700 円

たかみや人権福祉センター		たかみや人権福祉センター	
[1時間あたり]		[1時間あたり]	
利用区分	使用料	利用区分	使用料
集会室	1,520 円	集会室	1,200 円
研修室	890 円	研修室	700 円
生活改善実習室	890 円	生活改善実習室	700 円
教養娯楽室	890 円	教養娯楽室	700 円
大会議室	890 円	大会議室	700 円
中会議室	890 円	中会議室	700 円
小会議室	380 円	小会議室	300 円
甲田人権福祉センター		甲田人権福祉センター	
[1時間あたり]		[1時間あたり]	
利用区分	使用料	利用区分	使用料
生活改善室	380 円	生活改善室	300 円
相談室	890 円	相談室	700 円
会議室	890 円	会議室	700 円
教養娯楽室	380 円	教養娯楽室	300 円
学習室	890 円	学習室	700 円
集会室	890 円	集会室	700 円

(安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部改正)

第2条 安芸高田市文化センター設置及び管理条例(平成19年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

第 1 条から第 11 条まで (略)

(使用料)

第 12 条 使用者は、別表に掲げる額の使用料に消費税等相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。)を加えた額(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を納付しなければならない。

2 (略)

第 13 条から第 20 条まで (略)

(利用料金)

第 21 条 (略)

2 利用料金の額は、別表に定める額に消費税等相当額を加えた額(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 及び 4 (略)

第 22 条及び第 23 条 (略)

別表(第 12 条、第 21 条関係)

(1) ホール

施設	使用料区分	施設使用料	冷暖房使用料
		1 時間当たり	1 時間当たり
安芸高田市民文化センター		5,440 円	2,728 円
安芸高田市八千代文化施設フォルテ		2,720 円	1,819 円
安芸高田市美土里生涯学習センター まなび			
安芸高田市高宮田園パラッツォ			

第 1 条から第 11 条まで (略)

(使用料)

第 12 条 使用者は、別表に掲げる額の使用料 _____

_____を納付しなければならない。

2 (略)

第 13 条から第 20 条まで (略)

(利用料金)

第 21 条 (略)

2 利用料金の額は、別表に定める額 _____を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 及び 4 (略)

第 22 条及び第 23 条 (略)

別表(第 12 条、第 21 条関係)

(1) ホール

施設	使用料区分	施設使用料	冷暖房使用料
		1 時間当たり	1 時間当たり
安芸高田市民文化センター		4,000 円	3,000 円
安芸高田市八千代文化施設フォルテ		2,000 円	2,000 円
安芸高田市美土里生涯学習センター まなび			
安芸高田市高宮田園パラッツォ			

甲田文化センターミュージズ		
向原生涯学習センターみらい		

(2) 宿泊施設

施設名称	部屋名	金額	備考
安芸高田市高宮田園パラッツォ	宿泊研修室	3,637円	1泊につき、1人あたり利用の範囲は別に市長が定める。

(3) 研修室、その他の施設等

施設名称	部屋等名	金額	備考
安芸高田市民文化センター	小ホール	2,720円	1時間につき
	研修室 101、調理実習室、控室 1、控室 2、和室、研修室 201、研修室 202、研修室 203、研修室 301、研修室 401、研修室 402	940円	1時間につき
	視聴覚室	1,620円	1時間につき
	ホワイエ(ホール前ロビー)	2,720円	1時間につき
安芸高田市八千代文化施設フォルテ	洋会議室、小会議室、和室、控室	940円	1時間につき
	ホワイエ(ホール前ロビー)	1,620円	1時間につき
	附属施設	940円	1時間につき
	陶芸窯	273円	1時間につき
安芸高田市美土里生涯学習センターまなび	研修室、和室	940円	1時間につき
	ホワイエ(ホール前ロビー)	1,620円	1時間につき
安芸高田市高宮田園パラッツォ	大交流室	2,720円	1時間につき
	小交流室、和室、民族資料室	940円	1時間につき
	リハーサル室	1,668円	1時間につき
	スタジオ	400円	1時間につき
	ホワイエ(ホール前ロビー)、民族資料室	1,620円	1時間につき

甲田文化センターミュージズ		
向原生涯学習センターみらい		

(2) 宿泊施設

施設名称	部屋名	金額	備考
安芸高田市高宮田園パラッツォ	宿泊研修室	4,000円	1泊につき、1人あたり利用の範囲は別に市長が定める。

(3) 研修室、その他の施設等

施設名称	部屋等名	金額	備考
安芸高田市民文化センター	小ホール	2,000円	1時間につき
	研修室 101、調理実習室、控室 1、控室 2、和室、研修室 201、研修室 202、研修室 203、研修室 301、研修室 401、研修室 402	700円	1時間につき
	視聴覚室	1,200円	1時間につき
	ホワイエ(ホール前ロビー)	2,000円	1時間につき
安芸高田市八千代文化施設フォルテ	洋会議室、小会議室、和室、控室	700円	1時間につき
	ホワイエ(ホール前ロビー)	1,200円	1時間につき
	附属施設	700円	1時間につき
	陶芸窯	300円	1時間につき
安芸高田市美土里生涯学習センターまなび	研修室、和室	700円	1時間につき
	ホワイエ(ホール前ロビー)	1,200円	1時間につき
安芸高田市高宮田園パラッツォ	大交流室	2,000円	1時間につき
	小交流室、和室、民族資料室	700円	1時間につき
	リハーサル室	1,500円	1時間につき
	スタジオ	300円	1時間につき
	ホワイエ(ホール前ロビー)、民族資料室	1,200円	1時間につき

安芸高田市甲田文化センターミュージズ	研修室	1,620円	1時間につき	安芸高田市甲田文化センターミュージズ	研修室	1,200円	1時間につき
	会議室、控室	940円	1時間につき		会議室、控室	700円	1時間につき
	ホワイエ(ホール前ロビー)	1,620円	1時間につき		ホワイエ(ホール前ロビー)	1,200円	1時間につき
	附属施設	940円	1時間につき		附属施設	700円	1時間につき
	陶芸窯	273円	1時間につき		陶芸窯	300円	1時間につき
安芸高田市向原生涯学習センターみらい	研修室 101、研修室 102、研修室 103、研修室 104、研修室 105、研修室 106、研修室 201、研修室 202、控室	940円	1時間につき	安芸高田市向原生涯学習センターみらい	研修室 101、研修室 102、研修室 103、研修室 104、研修室 105、研修室 106、研修室 201、研修室 202、控室	700円	1時間につき
	ホワイエ(ホール前ロビー)	1,620円	1時間につき		ホワイエ(ホール前ロビー)	1,200円	1時間につき
備考 (略)				備考 (略)			

(安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部改正)

第3条 安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例(平成24年条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条から第9条まで (略)</p> <p>(減免)</p> <p>第10条 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用料金(市長の管理する施設においては使用料。以下「利用料等」という。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。</p>	<p>第1条から第9条まで (略)</p> <p>(減免)</p> <p>第10条 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用料金(市長の管理する施設においては使用料。以下「利用料等」という。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前項</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。</p>

第 11 条から第 15 条まで (略)

第 11 条から第 15 条まで (略)

(安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部改正)

第 4 条 安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例(平成 24 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条から第 8 条まで (略)</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第 9 条 指定管理者の管理する施設の利用者は、別表第 2 に定める施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に消費税等相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 22 6 号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。)を加えた額(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)の範囲内で、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定める額を利用許可を受けた際、直ちに納付しなければならない。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 前 3 項の規定にかかわらず、市の管理する施設の利用者は、別表第 2 に定める額の使用料に消費税等相当額を加えた額(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を利用許可を受けた際、直ちに納付しなければならない。</p> <p>(減免)</p>	<p>第 1 条から第 8 条まで (略)</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第 9 条 指定管理者の管理する施設の利用者は、別表第 2 に定める施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</p> <p>_____の範囲内で、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定める額を利用許可を受けた際、直ちに納付しなければならない。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 前 3 項の規定にかかわらず、市の管理する施設の利用者は、別表第 2 に定める額の使用料_____を利用許可を受けた際、直ちに納付しなければならない。</p> <p>(減免)</p>

第 10 条 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用料金(市長の管理する施設においては使用料。以下「利用料金等」という。)を減額し、又は免除することができる。

(1)及び(2) (略)

(利用料金等の不還付)

第 11 条 既納の利用料金等は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、利用料金等を還付することができる。

第 12 条から第 15 条まで (略)

別表第 1 (略)

別表第 2(第 9 条関係)
随時利用者

[1 時間当たり]

利用区分	利用料金等
会議室その他の施設(30 m ² 以下)	400 円
会議室その他の施設(30 m ² を超え 100 m ² 以下)	940 円
摘要	1 市外の者又は展示会その他これに類する諸行事に使用するとき は、倍額とする。 2 甲立駅甲迎館の使用時間は、午後 8 時までとする。

月額利用者

第 10 条 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用料金(市長の管理する施設においては使用料。以下「利用料等」という。)を減額し、又は免除することができる。

(1)及び(2) (略)

(利用料等の不還付)

第 11 条 既納の利用料等は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、利用料等を還付することができる。

第 12 条から第 15 条まで (略)

別表第 1 (略)

別表第 2(第 9 条関係)
随時利用者

使用時間	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで
	各室	1,120 円
摘要	1 冷暖房使用の場合は、倍額とする。 2 市外の者又は展示会その他これに類する諸行事に使用するとき は、倍額とする。 3 甲立駅甲迎館の使用時間は、午後 8 時までとする。	

月額利用者

利用区分	利用料金等	区分	利用料金
各室	月額 1 m ² あたり 455 円	各室	月額 1 m ² あたり 500 円
備考	1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。	備考	1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、公布の日から施行する。
(安芸高田市人権福祉センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の安芸高田市人権福祉センター設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に課す使用料等について適用し、施行日の前日までの課した、又は課すべきであった使用料等については、なお従前の例による。
(安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第 2 条の規定による改正後の安芸高田市文化センター設置及び管理条例の規定は、施行日以後に課す使用料等について適用し、施行日の前日までの課した、又は課すべきであった使用料等については、なお従前の例による。
(安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第 4 条の規定による改正後の安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の規定は、施行日以後に課す使用料等について適用し、施行日の前日までの課した、又は課すべきであった使用料等については、なお従前の例による。